

2013年 8月吉日

様

滋賀県中小企業家同友会
代表理事 蔭山 孝夫
代表理事 坂田 徳一
〒525-0059 草津市野路8丁目13-1
電話 077(561)5333 FAX077(561)5334
E-Mail : jimu@shiga.doyu.jp
URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

2014年度 滋賀県に対する 中小企業家の要望と提案

□滋賀県中小企業家同友会の概要

- ・創立 1979年1月
- ・代表理事 蔭山孝夫（滋賀建機（株）会長） 坂田徳一（（株）坂田工務店代表取締役）
- ・会員数 600名（企業経営者）
- ・中小企業家同友会は、経営者の自主的な自助努力による継続的な経営の安定と発展、経営者の資質向上と、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています。

□中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱（じん）な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

I. はじめに

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」：1979年1月創立、会員数600名）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、知事、商工観光労働部長、県議会各会派、地域金融機関に提出し、その実現を目指して意見交換を重ねてまいりました。

また、私たちは2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定と、地域においては「中小企業振興基本条例」の制定を提言してまいりました。そして、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定され、2012年11月の県議会定例会において「滋賀県中小企業の活性化に関する条例」が可決され、2013年4月1日より施行されました。

私たちは、この画期的な憲章と条例の具体化および活用を期待するとともに、私たち自身が中小企業を活性化させる主人公である自覚と責任を持って事業活動に臨み、地域経済を維持・発展させる決意です。

第二次安倍内閣のもと、アベノミクス効果とも言える「円安」「株高」が進みましたが、その投機的な色合いは濃く、不安定さは否めません。政府は7月の月例経済報告で、景気は「自律的回復」に向けて動き出したと評価しましたが、補助金誘導による一時的な現象とする見方もあり、地域や中小企業の状況は依然として厳しく、予断を許すものではありません。

私たちが望むことは、人間らしく生きることが出来る地域社会のもと、安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定拡大を図ることです。私たちは地域になくてはならない企業づくり、地域で人間らしく生きのための諸課題を、自社のイノベーションを通じて解決する経営を目指して取り組んでまいります。

そのような企業の社会的責任を踏まえた経営努力が実を結びやすくなる環境づくりを求め、以下の通り要望と提言を行います。

県独自で解決できる事、国に対して要望する事などに分けて、関係各位の取り組みを宜しくお願いいたします。

滋賀県における中小企業・小規模事業者のしめる位置と役割

滋賀県中小企業振興審議会「“未来志向の中小企業が創る元気な滋賀”－滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方－（2012年5月1日）」によると、H21年度の滋賀県における中小企業の数 は 39,082 で、県内企業にしめる中小企業の割合は 99.8 パーセント。また、小規模企業の数 は 34,133 で、87.3 パーセントを占めています。

また、中小企業の従業者数は252,682人で、全体の82.3パーセントとなっています。

H18年総務省事業所企業統計（滋賀県）

一方、「県活性化条例」のパンフレットによれば、県内中小企業は39,165社で99.8パーセント、内小規模企業は34,238社で87.3パーセントをしめています。

ここには従業者規模別の企業数が記載されておりませんが、少し古いデータになりますが、平成18年総務省事業所企業統計によると、県下55,768事業所（民営）の99.7%、雇用の85.7%（476,325人）を中小企業が占めています。しかも、従業者規模では5人未満の事業者が6

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	34,270	61.5%	72,864	13.1%
5人～9人	10,435	18.7%	67,937	12.2%
10人～19人	5,884	10.6%	79,222	14.2%
20人～29人	2,033	3.6%	48,198	8.7%
30人～49人	1,470	2.6%	55,029	9.9%
50人～99人	969	1.7%	67,104	12.1%
100人～199人	414	0.7%	55,367	9.9%
200人～299人	128	0.2%	30,604	5.5%
300人以上	124	0.2%	80,263	14.4%
派遣・下請従業者のみ事業所	41			
合計	55,768			

1.5%、10人未満で80.2%、20人未満で全体の90.8%を占めており、したがって、滋賀県経済を元気にするためには、これら多数の中小企業、とりわけ、従業者数20人未満の小規模事業所を元気にする条件と環境を整備することが欠かせないことを示しています。

なお、県内中小企業・小規模事業者の実態を調査する上で、従業者規模別事業者数を明らかにすることは重要であり、県として統計データを発表して頂くことを望みます。

Ⅱ. 2014年度滋賀県に対する中小企業家の要望と提案

1. 「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（以下、県活性化条例）」を実効性のあるものにするための具体的施策を

2010年に政府が「中小企業憲章」（以下 憲章）を閣議決定し、県では2013年4月1日から「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」（以下 県活性化条例）が施行されました。憲章と県条例による中小企業の振興、ひいては地域振興に向けた具体的な取り組みを進めるために、以下のことを要望いたします。

1) 「中小企業憲章」と「活性化条例」の精神を広く県民に根付かせること

- ①毎年「憲章」および「県活性化条例」の普及推進月間を儲け、広く県民を啓発するキャンペーンを行う。
- ②憲章の国会決議を国へ求める。

2) 県活性化条例 第4条に基づき以下の施策を行うこと

中小企業の振興を軸にした、新たな地域経済振興施策の先進事例等を市・町や中小企業、関係団体へ広める取り組みを行う。

3) 県活性化条例 第6条に基づき以下の取り組みを行うこと

中小企業の社会的役割・存在価値を学生へ正しく伝える事業を展開すること。教育委員会等関係機関とも連携し、就学年齢に応じて「働く」ということ、地域経済を担い雇用を守っている中小企業の社会的役割・存在価値などが正確に伝わるように、小・中・高・大学のそれぞれの授業に職業教育プログラムを策定し実施すること。

4) 県活性化条例 第12条に基づき以下の施策を行うこと

①県内中小企業の実体に即した訪問・調査活動を実施するとともに、産業連関分析の手法も取り入れて、産業的特徴（地域エリアごとも含めて）を明らかにしながら、滋賀らしい中小企業振興戦略を構築すること。

②各産業や地域単位で「産業振興会議（仮称）」を設置し、中小企業を主人公にした戦略立案を行う条件と環境を整備すること。

5) 「中小企業支援課」を知事直轄の強力な機関とすること。

中小企業支援課を、中小企業の声聴き、部局横断で業務を行い、中小企業の立場から議会にも意見を述べるができる強力で独立した機関にすること。

そのことを中小企業、関係各団体だけでなく、広く県民に知らせるとともに、その役割に相応しい人員体制と予算を確保すること。

2. 「県活性化条例」の理念に基づいて、県内中小企業の経営環境に過度な負担など悪影響を及ぼす下記のような規制・税制について影響度の調査をし、国に是正を求めて下さい。

1) 消防法の中小企業向け規制緩和を

延べ面積500㎡以上の工場では自動火災報知器の設置、および毎年の点検が義務付けられています。（消防法）これには多額の費用がかかりますが、その必要性に明確な根拠があるようには思えません。この規制について、県内中小企業の声聞きそれらが過度な負担にさらされることのないよう、検討、見直しを国に陳情して下さい。また同様な意味で消火器の設置基準、屋外消火栓設備についても陳情をお願いします。

2) 公害防止管理者の中小企業向け設置基準の緩和を

公害防止管理者は、980KN以上の機械プレスを保有している中小企業にも選任が義務付けられています。しかしこの国家試験は合格率が20パーセント程度と言われており、それ以

外には高額な講習を受ける方法しか無いようです。しかし、実際には会社周辺に民家などが無ければ公害が発生する可能性は極めて低いと言えます。また、都市周辺では後から民家が出る事で、中小製造業の存立が危うくなる事態も聞き及びます。この規制についても県内企業を調査するとともに、その旨国に陳情をお願いします。

3) 中小企業の実体を踏まえた事業承継税制の改革を

同友会の調査でも、事業承継の目処が立っていない中小企業が4割に昇るなど、この問題は地域経済の基盤を危うくする大きな問題です。これまで使い勝手が悪く評判のよくなかった「事業承継税制」がH25年4月から見直されています。しかし、依然として「雇用の8割を5年平均で維持」する必要があるなど、本来国家が備えるべき雇用のセフティネットを一方向的に企業に負荷し、事業継承者への圧力となる内容となっており、危機に瀕している事業承継問題を抜本的に改善する視点ではありません。事業承継問題を抱える多くの県内中小零細企業の声を聞いて、一層の同税制の改革を国に陳情して下さい。

4) 中小企業の社会保険料負担増について見直しを

健康保険、厚生年金の料率変更によって、勤労者自身だけではなくその半分を負担する中小企業にとっても大きな負担増になって来ています。「人件費の2016年問題」(日経ビジネス)とも言われています。2006年から2011年の5年間で年金保険料3.2万円/年、健康保険料2.9万円/年が値上げされています。これと同じ額が中小企業の負担増となっているわけです(第一生命経済研究所・経済関連レポート2012年6月12日)。県はこれらの社会保障費の継続的な値上げによる県内中小企業の経営への影響を調査し、その結果に基づいて中小企業の経営を危うくするこれ以上の負担増について見直しをする事を国に陳情して下さい。

5) 消費増税に関する対策を

2014年4月、15年10月に消費税の増税が予定されています。しかし少なくない中小企業は現行税率でも納税が困難となっており、国税の滞納の半分が消費税であるとされています。国は「消費税還元セール禁止」「外税表示の一定期間の許容」などの対策を表明していますが、多くの中小企業は、厳しい価格競争や、元請との力関係の中での増税分の価格転嫁が困難であると考えています。消費税増税が中小企業の廃業や倒産の一層の引き金とならないように、県としても「条例」の精神を生かして独自の監視機関、相談窓口の設置を検討して下さい。また「外税表示」については期限付きとせず、恒久的措置として頂くよう国に陳情をお願いします。

以上